

用地測量に関する説明会

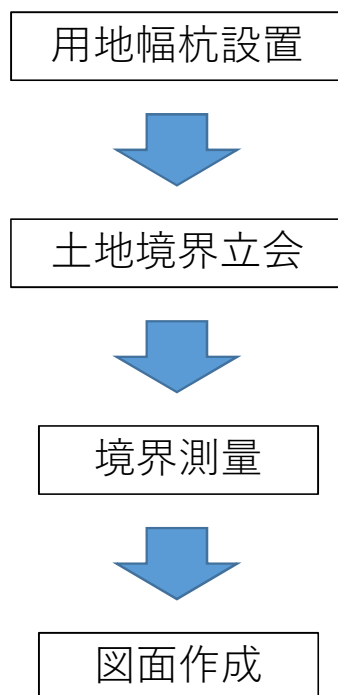
【用地測量に関する説明】

対象区間：市道坂本58号線～坂本川区間

平成30年8月3日～8月10日
岐阜県恵那土木事務所

(本日の説明資料は、恵那土木事務所ホームページに掲載しております)

用地測量の流れ



用地幅杭設置

事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、用地幅杭を設置させていただきます。

土地境界立会

事業用地内の土地所有者および隣接土地所有者の土地の境界を現地にて確認していただく作業です。

境界測量

立会により確認した境界点を測量し、面積を確定させるための作業です。

【立会にご協力いただきたい方】

- ◆事業用地内の土地の所有者様
- ◆事業用地に隣接する土地の所有者様
- ◆道路や水路との境界確定が必要な土地の所有者様

■ 用地幅杭設置

事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、用地幅杭を設置させていただきます。

■ 境界測量

用地幅杭設置後、土地の現況やお譲りいただく土地の実際の面積を測量および調査し確定します。

① 境界立会の依頼通知

<土地所有者様、隣接土地所有者様など>

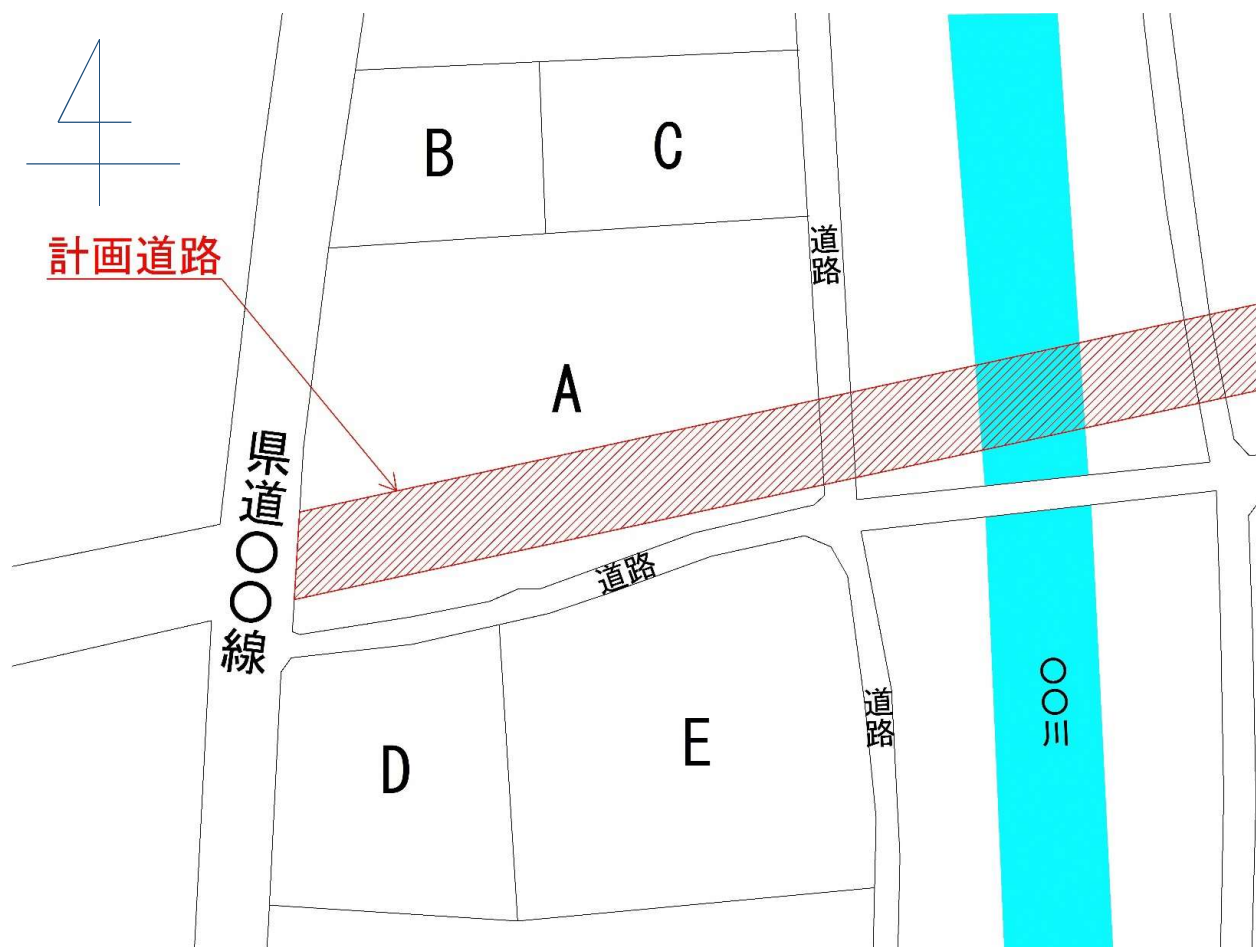
事業用地内の土地所有者および隣接土地所有者に対して、境界立会の日時、場所を記した依頼通知を送付します。

**② 土地の境界立会**

<土地所有者様、隣接土地所有者様など>

現地で土地所有者および隣接土地所有者に土地の境界を確認、確定していただきましたら、土地境界立会確認書に署名および押印をお願いします。

境界立会の立会範囲について



■ 立会いただく方

- 事業用地内の対象地 A の所有者様
- 対象地 A の隣接地 B、C の所有者様
- 東西南側の道路管理者（市役所等）

※ 南側に隣接する道路との境界が未確定

道路南側の土地 D、E の所有者様にも立会を依頼いたします。

作業の概要は、次のとおりです。

■ 実施時期・作業時間帯

実施時期は、**8月～11月を予定** 作業時間帯は、**8時30分～17時**

■ 作業にあたっての対応

- ① 現地で測量する作業員は、恵那土木事務所が発行する**身分証明書を携帯**するとともに、「**黄色の腕章**」をつけて作業を実施します。
- ② 作業員が使用する車両は、その会社名などの**情報をフロントガラス前に掲示**し、支障にならない場所に駐車します。
- ③ 「宅地」や「工場」、「店舗敷地」といった場所に入る際は、直前に**作業員からお声掛け**させていただきます。

- 杭や金属鉋を設置する際には、皆様の生活や農作業等に支障とならないよう設置を行っていきませんが、**もし万が一支障となるようなことがありましたら、恵那土木事務所までお知らせください。**
- 作業のため、**下草や枝などの刈払い**を行わせていただく場合があります。



黄色の腕章

次のような作業を実施いたします。

■ 用地幅杭設置

事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、用地幅杭を設置させていただきます。



※ **黄色**の杭または鋌を設置します

■ 土地境界立会

事業用地内の土地所有者および隣接土地所有者の土地の境界を現地にて確認していただく作業です。

法務局に存在する測量図等を参考に、仮杭(左写真)を事前に設置し、境界立会にて境界が確定しましたら、後日、境界杭(右写真)を設置させていただきます。

※ **赤色**の杭または鋌を設置します



仮杭



本杭

※作業イメージ



測量の際には、皆様の所有地に入らせていただきます。

■ 建物等の調査

建物は、構造や材質、床面積などを詳しく調査します。
また、門、塀など工作物についても調査します。
立竹木は、樹種や本数、木の大きさなどを調査します。
調査日は所有者および居住されている方々と相談しながら決めさせていただきます。

① 建物等の調査

補償の対象となる建物、工作物や立竹木などを調査します。

**② 調査内容の整理**

調査結果をもとに、配置図を作成し、建物等の種類や数量などを整理します。

補償金の算定

適正で公平な補償を行うため、国の基準に則し、岐阜県が定めた補償基準に基づいて算定した補償額を金銭で補償します。

なお、損失の補償は、土地や建物等の権利者に対して、個別に行います。

(補償の種類：土地、建物、工作物、立竹木、動産の移転、移転雑費、営業補償 など)

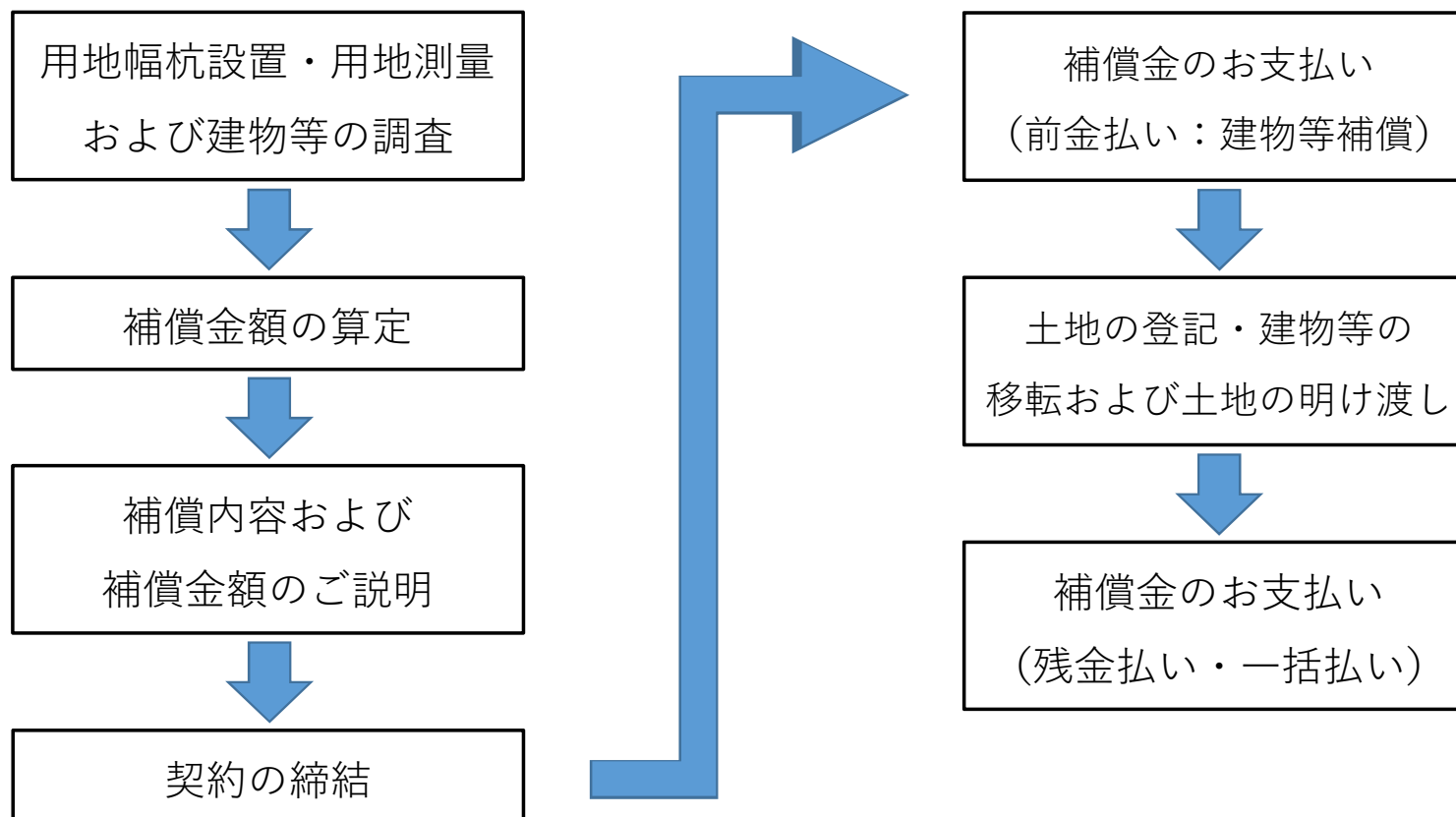
国のルールおよび国のルールに則り定められた指針

『公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱』 (S37.6.29 閣議決定)

『公共用地の取得に伴う損失補償基準』 (S37.10.12 用地対策連絡会決定)

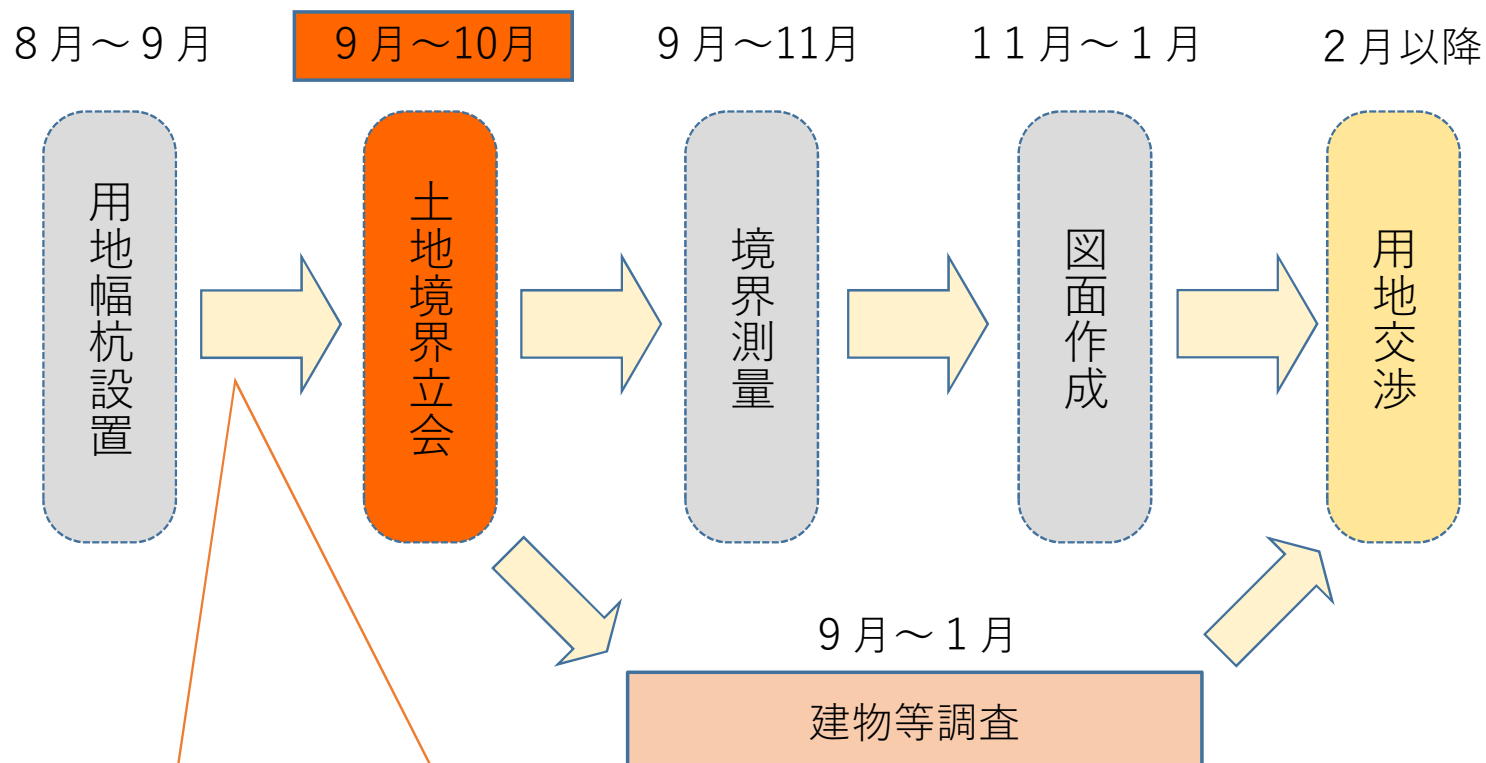
用地補償の一般的な進め方

事業用地内に土地または建物などをお持ちの方は、概ね次の手順で進めさせていただきます。



今後のスケジュール

今後のスケジュールは、概ね次のとおり予定しています。



事業用地内の土地所有者および隣接土地所有者の皆様へ、**土地境界立会**のお願い文書を個別郵送します。

土地境界立会および建物等の調査を実施させていただく前には、関係の皆様方にご連絡させていただきます。

土地の境界確認にあたっては、土地所有者様および隣接者の皆様方に、現地で立ち会っていただく必要がございます。

ご協力よろしく申し上げます。